

岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年8月16日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第46号

岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則  
岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例（令和5年伊賀市条例第3号）の施行期日は、令和5年12月1日とする。

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月31日

伊賀市長 岡 本 栄

#### 伊賀市規則第47号

##### 伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第9項第4号の」の次に「規則で定める」を加え、「場合に」を「いずれにも」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 条例第2条第1項に規定する障がい者（以下「障がい者」という。）で、その者の前年の所得（1月から8月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する生計を一にする配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額以上であるもの
- (2) 障がい者で、その者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養の義務がある者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその障がい者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に規定する額以上であるもの
- (3) 条例第2条第2項に規定する一人親家庭等の母若しくは同条第3項に規定する一人親家庭等の父（以下「一人親家庭等の親」という。）又は条例第2条第4項に規定する一人親家庭等の児童（以下「一人親家庭等の児童」という。）で、その者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額以上であるもの
- (4) 一人親家庭等の親の配偶者、条例第2条第4項第1号に規定する児童を現に扶養している者又は扶養義務者で主としてその一人親家庭等の生計を維持するもので、その

者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるもの

第3条第2項中「前項各号の」を「前項各号に規定する」に、「第1号」を「同項第1号及び第2号」に、「第2号」を「同項第3号及び第4号」に改め、「第3号については児童手当法施行令」を削る。

第4条第1項中「の受給資格の認定又は更新の」を「又は第2項に規定する」に、「より」を「市長が必要と認める書類を添付して」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第3条第1項に規定する規則で定める受給資格を証する証明書は、福祉医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）とする。

第4条第3項中「市長は」を「条例第3条第2項に規定する受給資格者（以下「受給資格者」という。）のうち」に、「6歳」を「15歳」に、「者の認定又は更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた受給資格者に様式第2号の2による福祉医療費受給資格証（以下「現物給付用受給資格証」という。）を交付するもの」を「もの（障がい者を除く。）」に対して交付する条例第3条第1項に規定する規則で定める受給資格を証する証明書は、受給資格証及び福祉医療費受給資格証（様式第2号の2。以下「現物給付用受給資格証」という。）」に改め、同条に次の4項を加える。

4 条例第3条第2項に規定する規則で定める申請の期限は、受給資格証又は現物給付用受給資格証の有効期間が満了する日から2月を経過する日とする。

5 条例第3条第2項に規定する申請は、受給資格者が引き続き助成を受けることが適当であると市長が認めるときは、省略することができる。

6 市長は、条例第3条第2項に規定する申請があった場合（前項の規定により申請を省略する場合を含む。）において、条例第2条第9項に規定する対象者（以下「対象者」という。）の要件に該当しなくなつたと認めるときは、福祉医療費受給資格欠格事由（却下通知）書（様式第3号）により当該者に通知するものとする。

7 受給資格者又はその保護者は、前項の規定による通知を受けたときは、受給資格証又は現物給付用受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

第5条各号列記以外の部分中「有効期間」の次に「（以下「有効期間」という。）」を加え、同条第1号中「次のア、イ、ウ、エによる」を「9月1日とする」に改め、同号アからエまでを削り、同条第2号を次のように改め、同号ア及びイを削る。

(2) 前号の規定にかかわらず、対象者の要件に新たに該当したときは、有効期間の始期

は、当該要件に該当した日（以下「要件の該当日」という。）とする。

第5条に次の3号を加える。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、対象者の要件に新たに該当した障がい者の有効期間の始期は、新たに対象者となる事実が発生した日の属する月の初日とする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、要件の該当日（障がい者については、対象者となる事実を確認した日）から1月を超えて受給資格の認定を受けたときは、当該認定を受けた日の属する月の初日とする。
- (5) 有効期間の終期は、8月31日とする。ただし、9月1日から翌年8月31日までの間に対象者としての要件に該当しなくなる場合は、当該要件に該当しなくなる日の前日とする。

第6条を削る。

第7条中「保護者等」を「その保護者」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第7条第1項の」の次に「規定による」を加え、「様式第5号による」を削り、「以下」を「様式第5号。以下」に、「医療機関等」を「保険医療機関（条例第2条第8項に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「様式第7号による」を削り、「以下」を「様式第7号。以下」に、「対象者」を「当該受給資格証を提示した受給資格者」に改め、同条第3項中「保険医療機関等」を「保険医療機関」に、「当該医療費」を「当該現物給付用受給資格証を提示した受給資格者の医療費」に、「対象者」を「当該受給資格者」に改め、同条第4項中「対象者」を「受給資格者」に改め、同条第5項中「対象者」を「受給資格者」に、「わかる」を「分かる」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「医療機関の」を「保険医療機関の」に、「対象者」を「受給資格者」に、「医療機関等」を「保険医療機関」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「第8条の」の次に「規定による」を、「第7条」の次に「の規定」を加え、同条第2項中「第8条第3項」を「第7条第3項」に、「に係る」を「とみなされた場合における」に改め、「第8条の」の次に「規定による」を加え、同条を第9条とする。

第11条第1項中「保護者等」を「その保護者」に改め、同条第2項中「の医療機関等」を「の保険医療機関」に、「当該医療機関等」を「、当該保険医療機関」に改め、同条を第10条とする。

第12条第2項中「第9条の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「かえる」を「代える」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「第9条の」の次に「規定による」を加え、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条を第12条とする。

様式第2号の2中「就学前児童のみ」を「中学生（15歳年度末まで）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。